

第5回 栃木市・岩舟町合併協議会 会 議 録

平成24年5月23日（水）午後2時30分
栃木市保健福祉センター

栃木市・岩舟町合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 5 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会	
開 催 日 時		平成 2 4 年 5 月 2 3 日（水） 1 4 時 3 0 分 開 会 ・ 1 5 時 5 9 分 閉 会	
開 催 場 所		栃 木 市 保 健 福 祉 セ ン タ ー 2 階 大 会 議 室	
議 長 氏 名		鈴 木 俊 美	
出 席 者 及 び 欠 席 者 氏 名		別 紙 1 の と お り	
事 務 局 氏 名		別 紙 1 の と お り	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	別 紙 2 「会 議 事 項」 の と お り	・ 審 議 事 項 議 案 第 1 0 号 原 案 の と お り 承 認 ・ 協 議 事 項 協 議 第 7 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 8 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 9 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 1 0 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 1 1 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 1 2 号 原 案 の と お り 確 認 協 議 第 1 3 号 原 案 の と お り 確 認	
会 議 の 経 過 （議 事 の 要 旨）			
会 議 資 料	第 5 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 次 第 ・ 座 席 表 ・ 委 員 名 簿 第 5 回 栃 木 市 ・ 岩 舟 町 合 併 協 議 会 会 議 資 料		
そ の 他 の 事 項		合 併 協 議 会 開 催 会 場 の 変 更 に つ い て	
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 2 4 年 6 月 7 日		委 員 _____ 渡 辺 仁 一 ⑩ 委 員 _____ 小 倉 久 緒 ⑩	

別紙 1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長	鈴木 俊美	副会長	市村 隆
委 員	山本 元久	委 員	山崎 仁一
委 員	大川 秀子	委 員	松本 喜一
委 員	渡邊 仁一	委 員	富田 清
委 員	高岩 義祐	委 員	梅澤 米満
委 員	栃木 孝	委 員	茂呂 健市
委 員	赤堀 明弘	委 員	和久井 紀明
委 員	岩下 邦夫	委 員	臼井 浪之助
委 員	大橋 重	委 員	大島 常子
委 員	柴田 保男	委 員	小倉 久緒
委 員	石川 守久	委 員	大島 治
委 員	恩田 孝子	委 員	安藤 宣好

出席者（規約第 10 条第 4 項に基づく関係職員等）

小川 昌樹（栃木県総合政策部次長兼市町村課長）

中村 祐司（宇都宮大学国際学部大学院国際学研究科教授）

出席者（監査委員）

石川 伸治

欠席者（監査委員）

板倉 安秀

出席者（幹事）

幹 事 赤羽根 正夫（栃木市総合政策部長）

幹 事 和久井 弘之（栃木市総務部長）

幹 事 川 島 章男（岩舟町企画課長）

幹 事 五十畑 恵造（岩舟町総務課長）

出席者（事務局）

小保方昭洋（事務局長）

山野井広実（総務チームリーダー）

天海 俊充（計画チームリーダー）

糸井 孝王（総務計画班）

上岡 誠志（総務計画班）

深津 勝（事務調整第1チームリーダー）

鈴木 健司（事務調整第2チームリーダー）

栗原 健（事務調整班）

別紙 2 会議事項

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 8 号 平成 23 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について
報告第 9 号 平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について
報告第 10 号 合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査について

(2) 審議事項

- 議案第 10 号 平成 24 年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について

(3) 協議事項

- 協議第 7 号 合併協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて
協議第 8 号 合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて
協議第 9 号 合併協定項目 10 一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第 10 号 合併協定項目 12 条例、規則等の取扱いについて
協議第 11 号 合併協定項目 13 事務組織及び機構の取扱いについて
協議第 12 号 合併協定項目 19 慣行の取扱いについて
協議第 13 号 合併協定項目 22 消防団の取扱いについて

4 第 6 回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について

日 時 平成 24 年 7 月 20 日（金）午後 2 時から

会 場 栃木市栃木保健福祉センター 2 階 大会議室

5 そ の 他

- (1) 合併協議会開催会場の変更について
(2) その他

6 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小保方事務局長	1. 開会 定刻となりましたので、ただいまから第5回栃木市・岩舟町合併協議会を開会いたします。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、合併協議会事務局の小保方です。よろしくお願いいたします。 本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
小保方事務局長	2. 会長挨拶 それでは、次第の2「会長あいさつ」に入ります。 会長であります、鈴木 俊美市長からごあいさつを申し上げます。
鈴木会長	皆様、こんにちは。今日は、お暑うございますというくらいに大変いい天気でございますね。そんな中で、第5回の栃木市・岩舟町合併協議会に開催のご通知を差し上げましたところ、こうして委員の皆様一同にお集まりをいただきまして、大変お世話になります。よろしくどうぞお願いをいたします。また、傍聴においでの皆様におかれましても、もう今日辺りからそろそろ実務的な協議に入っていきますので、こんなに大勢は来ていただけないのかと思っておりましたところ、このようにまた、特に岩舟町のほうからは、こちらまでは結構距離があるかと思いますが、大勢来ていただきまして大変ありがとうございます。 早いもので、第4回の合併協議会以来、3ヶ月以上が経ってしまいました。第4回の合併協議会、この協議会につきましては、いわゆる基本4項目といわれる合併協定項目の中でも最重要な、かつ、今後の栃木市、岩舟町にとって、それぞれ大変どうするかを考えていく上で重要な協議項目でございましたが、にも関わらず、委員の皆様には、その場にてご議論をいただいた上で、早々に協議を成立させていただき、大変感動し、また感謝もしたところでございます。その折、申しあげましたとおり、そのようにして、既に最も重要な4項目、合併期日については、これは諸般の事情からまだ決定がなされているわけではありませんが、これは当然のことでございますので、それ以外の事については、お決め

	いただいたところから、今日はそれ以降の実務的な協議項目の整理を職員もしなければならず、そのための準備期間として少し間をいただいたことについては、前回ご説明させていただいたとおりであります。 いよいよ今日から、実務的な協議に入ってまいりますので、皆様におかれましては、引き続き熱心な議論をしていただきまして、一つ一つ着実に積み上げていっていただきますように心からお願いを申し上げます。また、オブザーバーのお二方におかれましては、遠方より大変お越しいただきましてありがとうございます。引き続き、見守っていただきますように心からお願いを申し上げます。それでは、よろしくどうぞお願いをいたします。 それと、暑いですから上着をどうぞご自由に、遠慮なくお脱ぎいただきたいと思います。 それでは、よろしくどうぞお願いいたします。
小保方事務局長	ありがとうございました。
小保方事務局長	3. 議事 続きまして、次第の3「議事」に入りますが、事務局から議事に先立ちまして、会議運営等に関しましてご報告させていただきます。 まず、新たに会議に出席される方をご紹介します。 4月の人事異動により栃木県総合政策部次長兼市町村課長に着任されました 小川昌樹様でございます。
小川課長	小川でございます。よろしくお願いいたします。
小保方事務局長	ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、合併協議会につきましては、規約第10条第1項の規程によりまして、委員の2分の1以上の出席を持って会議を開催することとなっております。本日の出席委員は22名で、定足数に達しておりますことをご報告いたします。 次に、本日の会議録署名委員でございますが、本日の署名委員は、岩舟町の渡辺委員と小倉委員をお願いいたします。 最後に、委員の皆様をお願いがございます。会議の中でご発言いただく際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイク

鈴木会長	を通してのご発言をお願いするとともに、最初に市町名とお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言願いたいと思います。 それでは、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規程によりまして、会長があたることとされておりますので、ここからの進行につきましては、鈴木会長、よろしくお願いをいたします。 はい。それでは、お聞きのとおり、これより議事に入らせていただきますが、暫時進行役を務めさせていただきます。 まず、報告事項から入るわけですが、その前に岩舟町の大島委員より皆様に少し発言をさせていただきたいというお申し出をいただいておりますので、大島委員からご発言をいただきたいと思います。 大島委員、よろしくどうぞお願いをいたします。
大島委員	はい。岩舟町の大島治でございます。 会議に入ります前に、大変貴重なお時間をいただきまして、委員の皆様には厚く御礼を申し上げる次第でございます。と言いますのも、私たち5人の岩舟町の学識経験者の事について若干触れさせていただきたいなというふうに思っております。と言いますのも、私たち5人は昨年5月13日に、前岩舟町長より委任を受けまして、本合併協議会の委員に任命されて以来、本日で5回目の協議会に出席をさせていただいております。その間、栃木に合併するのか、佐野に合併するのか、という岩舟町自体の論争が繰り広げられたことがあります。現実問題として、私たち5人は佐野市との合併を標榜していたことも事実でございます。しかしながら、昨年の8月岩舟町の総意ということで、栃木との合併を望む声が結論として出されたのが皆様ご承知のとおりかというふうに思っておりますし、また、本協議会に我々5人も参加をさせていただいておりますが、合併は栃木というふうなことで、栃木・岩舟町合併協議会の委員として、この委員に任命されたことを真摯に受け止め、一日も早いスムーズな合併を真剣に考える一員としてここに臨んでいるものでございます。正直なところ、言い方がどうかなというふうなところもありますけれども、他の委員におかれまして、私たちが受ける他意があるのかなという感じがありますけれども、我々に対する不安及び違和感というものを若干感じる部分がございますが、その辺はぜひともこれを機会に払拭を

鈴木会長	していただくと同時に、我々の立場をご理解をいただき、一日も早い栃木との合併を考えているというふうなことを、改めてご理解をいただき本席にいる我々も同じ仲間だということでごあいさつしていただければありがたいというふうに思っております。我々５人の総意を受けて若輩ではございますが、一言会議が始まる前に申し上げる次第でございます。何分今後ともよろしくお願いを申し上げまして、貴重なお時間を拝借させていただいたことを感謝申し上げます。以上をもって、私の意見・考え方を発表させていただきたいと思いますので、何分よろしくどうぞお願い申し上げます。大変どうもありがとうございました。 ———出席委員より拍手 あり——— はい。大島委員からの大変貴重な発言ありがとうございます。皆様もお聞きのとおり、大島委員からのご発言の趣旨は、これまで岩舟町においては、色々あり、ご自身も一時は佐野との合併を望むということもあったけれども、現在ではそれらの事を乗り越えて、栃木との合併協議をこうして行っている以上、大島委員に代表される５人の学識経験者の方々は、現在では全員が栃木との合併を前提とした協議に心から臨ませていただいているので、何卒温かいお気持ちをいただいて今後は一丸となつての合併協議に自分たちも参画したいので、皆様にも心よりそのように受け入れていただきたいという趣旨のご発言であったと思います。このことについては、合併協議会会長として、この合併協議を何としても円滑に、かつ成功裏に運営していく上でも大変ありがたいご発言でもありますし、栃木市長という立場から申し上げるにしても、これまた大変ありがたいことでございます。もちろん、町の将来を決定していく上では、さまざまな考え方、行動があるのは当然であり、それが無いほうが逆におかしいくらいでありまして、そうしたことを色々積み重ねながら最終的に徐々にかもしれませんが、町の行く末というものについて意見の集約ができてくるというものなんだろうと思います。それは、我々栃木市からするとですね、同じようなことは西方町の仲間の人たちともそうした経緯がございました。これまた、現在では、同じように全員が一日も早く栃木の市民となろう、あるいは栃木に足りないものを何としてもやれよというふうなことで、まちづくりを進めております。そういう意味からも、これまでの事はこれまでの事とし
------	---

	て、ぜひともここにお集まりの合併協議委員の皆様におかれましては、何卒気持ちをひとつにして、今後の合併協議にお臨みいただければ大変ありがたいというふうに思います。私のほうからも皆様をお願い申し上げますので、どうか皆様良い仲間になっていただきますように心からお願いを申し上げます。 大島委員、本当にありがとうございました。
大島委員	よろしくをお願いします。
鈴木会長	はい。他の４人の委員の方も、ありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願いいたします。 ということで、それでは、議事の（１）の報告事項に入らせていただきます。 まず、「報告第８号 平成２３年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について」であります。事務局から説明をお願いします。
山野井ＴＬ	（１）報告事項 報告第８号 平成２３年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の流用について 総務計画班 山野井 と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、会議資料の１ページをご覧ください。 「報告第８号 平成２３年度栃木市・岩舟町合併協議会歳出予算の流用について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。 それでは２ページをご覧ください。「平成２３年度栃木市・岩舟町合併協議会歳出予算流用報告書」でございます。 歳出予算の流用につきましては、合併協議会財務規程に基づき平成２４年３月１５日付けを持って１款２項１目１１節 需用費の内の消耗品費から、同じく１１節の内、印刷製本費へと１２万円の流用を行ないました。 流用の理由といたしましては、合併市町村基本計画の策定にあたり、策定スケジュールを逆算しますと、４月上旬にアンケート調査を実施する必要が生じたため、事前準備といたしましてアンケート調査票や郵送用封筒の印刷を行なうために歳出予算の流用を行なったものでございます。以上、報告第８号の説明とさせていただきます。

鈴木会長	はい。以上が、事務局の説明でございます。 それでは、このことにつきまして皆様のほうから何かございましたら、ご意見、ご質問等をよろしく願いをいたします。 なお、ご意見、ご質問等の際は着座のままでご発言をいただきますようお願いをいたします。 何かございますでしょうか。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	よろしいでしょうか。 それでは、皆様からのご質疑は無いようでございますので、これにて質疑を閉じさせていただき、お諮りをさせていただきますが、報告第8号につきましては、事務局からの説明のとおり、これを了解ということでご異議ございませんでしょうか。 ———委員より異議なしの声 あり———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、そのように処理をさせていただきます。 では続きまして、「報告第9号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について」であります。事務局から説明をお願いします。 報告第9号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について
山野井 T L	それでは、よろしくお願ひしたいと思います。 会議資料の3ページをご覧ください。 「報告第9号 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算の専決処分について、別紙のとおり報告する。」というものでございます。 4ページをご覧ください。 平成24年度栃木市・岩舟町合併協議会予算につきましては、今年2月の第4回合併協議会におきましてご審議いただき、委員の皆さまからご承認を得ましたとおり、栃木市、岩舟町両議会の3月定例会におきまして両市町の関係予算の議決がございまし

鈴木会長	たので、専決処分書のとおり平成２４年３月２８日付けを持ちまして予算の専決処分を行ないました。 なお、予算の詳細につきましては、５ページに記載してありますとおり歳入歳出の予算総額は、２月の合併協議会においてご審議いただきましたとおり、それぞれ２，５４１万円でございます。以上、報告第９号の説明とさせていただきます。 はい。以上が、報告第９号についての事務局の説明であります。それでは、このことにつきまして皆様から何かございましたらよろしく願いをいたします。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	これもよろしいでしょうか。 それでは、ご質疑ないようでございますので、報告第９号について皆様にお諮りをさせていただきますが、報告第９号につきましては、事務局からの説明のとおり、これをもって了解させていただくことでご異議ございませんでしょうか。 ———異議なしの声 あり———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、報告第９号は原案のとおりご承認をいただきました。 では続きまして、「報告第１０号 合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査について」であります。事務局から説明をお願いします。
天海ＴＬ	報告第１０号 合併市町村基本計画策定に伴うアンケート調査について はい。総務計画班の天海と申します。よろしくお願いします。それでは、６ページをお開きください。 報告第１０号 『合併市町村基本計画の策定に伴い、合併に対する住民の意向を把握するため、「新市のまちづくりに関する住民アンケート」調査を実施したので、別紙のとおり報告する。』というものでございます。 次の７ページをご覧ください。

	(1) の調査の対象にありますとおり本アンケートは、栃木市、岩舟町にお住まいの4月1日現在で、満15歳以上の方を対象に、7,000人を男女別に無作為に抽出したものでございます。両市町の発送割振ですが、おおよそ栃木市7割、岩舟町3割の比率で、4月30日までを回答期限といたしまして4月13日に発送したものでございます。 次に(4)の回収状況ですが、5月2日時点での回収率につきましては、栃木市分が30.3%、岩舟町分は32.8%であり、全体で34.6%となります。 では、速報結果をご報告する前に、アンケートの内容について、ご説明いたします。 12ページをお開きください。アンケート調査票になります。問1につきましては、回答者自身の属性をお聞きしています。問2は、現在の各施策への満足度および新市における重要度を20項目にわたりお聞きしています。 次の13ページになります。 問3は、合併に期待することをお聞きしています。問4は、合併後のまちづくりにおいて、特に配慮すべき点についてお聞きしています。 14ページをご覧ください。 問5は、合併後どのようなまちになって欲しいかをお聞きしています。 問6では、自由意見を記入いただいています。 以上が、アンケートの設問内容でございます。 それでは、資料が前後いたしますが、8ページにお戻りください。 アンケート集計の速報でございます。速報値ですので、各設問の単純集計のみをご報告させていただきます。 問1の回答者の属性では、女性回答者の割合が高く、また、年齢が上がるにつれ、徐々に回答者の割合が高くなっております。 9ページをご覧ください。 問2の初めは、「現状への満足度」が示されております。満足・やや満足の占める割合を比較しますと、(2)の「環境保全・ごみ処理対策」また(17)の「歴史・芸術・文化の振興・活動支援」また(15)の「学校教育環境の整備」の満足度が高く、逆に(9)の「企業誘致など工業の振興・雇用創出」、(8)の「商業の振興」、(13)の「人口減少地域への取り組み」などの満足
--	--

鈴木会長	度が不足している状況が見受けられます。 次に、「新市における重要度」ですが、(7)の「医療体制の充実」、(1)の「防犯・防災などの安全安心対策」、(6)の「高齢者福祉サービス」の割合が高く、(17)の「歴史芸術文化の振興・活動支援」、また(16)の「スポーツ・生涯学習の充実・活動支援」、また(11)の「森林保全や農林業の振興」の割合が低くなっております。 続いて、問3では、合併に対して期待する項目が示されております。1番多かった項目が、「8 特別職・議員・行政委員等の減少により、経費の削減ができる」、次いで、「9 行政組織の統合などによる効率化や経費の節減ができる」という項目で、「経費の削減」に期待する項目が上位を占めました。ただ、3番目が、「4 両市町の交流が活発となり、地域が活性化する」となりましたことは、お互いの交流に対する期待感の現れではないかと思われます。 10ページをご覧ください。 問4では、「合併後のまちづくりで配慮したほうが良い点」を聞いております。「5 公共料金や税金の負担が、公平かつ適正な負担となるようにする」、「1 新市の中心部と周辺部の発展に格差が生じないようにする」が、かなり高い割合を占めておりました。 最後に、問5 新市は将来どのような「まち」になってほしいかについて、お聞きしておりますが、「10 保健・医療が充実したまち」、「8 高齢者・障がい者にやさしい福祉のまち」などが高い割合を占めており、次いで「5 交通事故や犯罪のない安全なまち」、また、「9 安心して子育てができるまち」などとなっております。 これらのアンケートの結果につきましては、新市まちづくり計画のなかで、住民の意向としてまとめさせていただきます。 以上、新市まちづくりに関する住民アンケート、実施のご報告でございます。 はい。以上が、アンケート調査についての現時点における集計結果等の報告であります。 それでは、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 これにつきましては引き続き集計を進めていると思いますので、わかり次第また報告があるかと思っております。
------	---

鈴木会長	それでは、よろしいでしょうか。 ———質疑応答等 なし——— それでは、アンケート調査につきましては、このようなことで、とりあえずまとめることについてご異議ありませんでしょうか。 ———異議なしの声 あり———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では、以上で報告事項が終了しました。 引き続きまして（２）の審議事項に移ります。 審議事項は「議案の第１０号 平成２４年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について」であります。事務局から説明をお願いします。
糸井班員	（２）審議事項 議案第１０号 平成２４年度栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について 総務計画班 糸井と申します。よろしくお願いいたします。 それではご説明させていただきます。 資料の１５ページをご覧ください。 「議案第１０号 平成２４年度 栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について別紙のとおり提案する」というものでございます。 １６ページをお開きください。 事業計画案についてご説明いたします。 １といたしまして、合併協議会の開催でございます。合併協定項目の協議及び合併市町村基本計画の策定のため、合併協議会を開催するというものでございます。 ２といたしまして、合併協定項目その他合併に必要な事項についての調整でございます。市町村の合併の特例に関する法律に定める協議事項、その他必要な協議事項を専門的に検討し、調整方針案を作成するというものでございます。 ３といたしまして、合併市町村基本計画の作成でございます。合併後の市政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの基本方針、主要施策などについての計画及び財政計画を作

鈴木会長	成するというものでございます。 4といたしまして、事務事業等の一元化でございます。事務事業一元化の調整方針に基づき、条例・規則等の例規立案の調査を行う。また、電算システム及びネットワークシステムの調整方針に基づき、システム統合の準備を行うというものでございます。 5といたしまして、合併情報の提供でございます。住民の皆様への合併情報提供については、合併協議会だよりを発行するとともに、ホームページに情報を掲載する。また、住民説明会を開催し合併協議の内容等を住民の皆様にも周知し、広く意見を聴取するというものでございます。 以上で事業計画案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。 はい。以上が、今後の事業計画についてであります。大きな項目ごとにまとめてあるようでございますが、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 他に付け加える事業等ございましたら、何なりとおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	それでは、質疑につきましては打ち切らせていただきまして、これにつきましては審議事項でございますので、皆様にお諮りをさせていただきます。 議案第10号 平成24年度の栃木市・岩舟町合併協議会事業計画について、原案どおりご承認をいただけます方、これは拍手でよろしくお願いいたします。 ———出席委員全員より 拍手あり———
鈴木会長	ありがとうございます。拍手全員とみなします。 審議事項の議案第10号につきましては、原案どおりご承認をいただきました。 では続きまして、今度は（3）の協議事項に入ります。 まず「協議第7号 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて」であります。事務局から説明を願います。

深津 T L	(3) 協議事項 協議第 7 号 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて はい。事務調整班の深津と申します。よろしくお願いします。 会議資料の 1 7 ページをご覧ください。 協議第 7 号「合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 なお、今回協議していただきますのは、一部事務組合等のうち 栃木地区広域行政事務組合についてのみとし、その他の一部事務 組合等につきましては、調整方針が整い次第上程させていただく 予定です。また、このあと協議していただきます財産及び債務の 取扱い及び一般職の職員の身分の取扱いと関わりがありますので、 先行して上程をさせていただきます。 調整方針でございます。 「栃木地区広域行政事務組合については、合併の前日をもって 解散する。組合の業務、財産、債務及び一般職の職員について は、すべて栃木市に引き継ぐものとする。」 で、ございます。 1 8 ページをご覧ください。栃木地区広域行政事務組合につき ましては、栃木市、岩舟町の 1 市 1 町が構成団体として、ごみ処理 施設の設置及び管理運営に関する事務の共同処理を行ってまい りましたが、両市町の合併により構成団体が 1 つとなることから、 市町間での共同処理事務がなくなり組合は解散することになり ますので、組合の業務、財産、債務及び一般職の職員について そのすべてを栃木市に引き継ぐというものです。解散の手続きに つきましては、総務大臣の告示後、両市町の議会の議決を経て県 知事へ届け出ることになります。 1 9 ページには関係法令を掲載してございます。 以上で、説明を終わります。
鈴木会長	はい。以上、事務局からの説明でございます。 只今のことににつきまして、皆様から何かございましたらお願い をいたします。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	よろしいでしょうか。

	それでは、質疑を閉じさせていただきます。 協議第 7 号 合併協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いにつきましては、事務局の原案のとおりご承認をいただける方、拍手でまたお願いをいたします。 ——出席委員全員の拍手 あり——
鈴木会長	ありがとうございます。 これにつきましても、拍手全員ということで、原案のとおりご承認をいただきました。 では次に、協議第 8 号 合併協定項目の 5 財産及び債務の取扱いについてであります。事務局から説明を願います。
深津 T L	協議第 8 号 合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて はい。会議資料の 2 0 ページをご覧ください。 協議第 8 号「合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、 「1 岩舟町の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。」 「2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の所有する財産及び債務は、すべて栃木市に引き継ぐこととする。」 「3 財産区有財産は、財産区有財産として栃木市に引き継ぐこととする。」 で、ございます。 2 1 ページをご覧ください。 現況でございますが、栃木市および栃木地区広域行政事務組合の基準日につきましては、栃木市と旧西方町との合併がありました平成 2 3 年 1 0 月 1 日現在、岩舟町につきましては平成 2 2 年度末現在となっております。これは、岩舟町の平成 2 3 年度決算はまだ済んでおりませんので、直近の決算による現況を記載したため基準日に差異があるものです。また、これによりまして栃木市につきましては、旧西方町および栃木地区広域行政事務組合から引き継ぎました消防及びし尿処理施設を加えた現況となっており、栃木地区広域行政事務組合につきましては、ごみ処理施設

鈴木会長	等の現況となっております。 ２１ページには公有財産のうち土地、建物の現況を、次の２２ページには、その他の財産および債務等の現況を記載しております。 ２３ページをご覧ください。 栃木市、岩舟町の公営企業であります水道事業会計における財産及び債務の現況でございます。現在栃木市では、栃木、大平、藤岡、都賀および西方の５つの水道事業会計が存在しておりますので、各水道事業会計の平成２３年１０月１日現在の、岩舟町につきましては平成２２年度末現在の現況を記載しております。 ２４ページをご覧ください。 別紙１といたしまして出資による権利を記載しております。栃木市が２４件、岩舟町が１４件となっております。 ２５ページをご覧ください。 別紙２といたしまして栃木市、岩舟町および栃木地区広域行政事務組合の保有する基金の現在高を記載しております。 ２６ページをご覧ください。 別紙３といたしまして地方債・企業債残高及び債務負担行為に基づく支出予定額を記載しております。 ２７ページをご覧ください。 別紙４といたしまして、両市町に設置されております財産区の現況でございます。栃木市には栃木市寺尾財産区、岩舟町には岩舟町大字小野寺財産区が設置されております。 以上で説明を終わります。 はい。以上が、事務局の説明であります。 これにつきましては、数字等も大変多く記載されておりますので、あるいは、今の説明では足りなかったかもしれませんが、そうしたことも含めて、皆様から何かございましたらお願いをいたします。 これは少し時間をおいて、皆様からの質問等がお出になるかどうかを諮らせていただきます。 大丈夫ですか？かなり、桁なども違うものも多いようでありますので。 ———質疑応答等 なし———
------	--

鈴木会長	それでは、質疑につきましては、このくらいで打ち切らせていただきたいと思いますよろしくお願いします。 ———委員より了承の声 あり———
鈴木会長	それでは、お諮りをさせていただきます。 協議第 8 号 合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いにつきましては、原案のとおりご承認を賜りますことで、ご了解をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ———出席委員全員の拍手 あり———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 それでは、これにつきましてもご承認をいただきました。 では続きまして、協議第 9 号に入ります。 合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについてであります。事務局から説明をお願いします。
深津 T L	協議第 9 号 合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて はい。会議資料の 2 8 ページをご覧ください。 協議第 9 号「合併協定項目 1 0 一般職の職員の身分の取扱いについて」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、 「1 岩舟町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 2 条の規定により、すべて栃木市の職員として引き継ぐものとする。」 「2 栃木市と岩舟町との合併により解散となる栃木地区広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて栃木市の職員として引き継ぐものとする。」 「3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」 次のページになります。 「4 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。」 「5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前

鈴木会長	の給料を保障する。」 で、ございます。 職員の身分の取扱いにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律第12条第1項によりまして、合併関係市町村は協議により合併の際、その職にある一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないと定められています。 また、同条第2項には、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定められています。 30ページをご覧ください。 栃木市、岩舟町および栃木地区広域行政事務組合の職員の定数及び職員数の現況でございます。職員数につきましては、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものといたします。 続きまして、31ページから38ページには各種制度の現況を記載してございます。これらのうち、職名、給料表、および各種手当の一部等に差異がございますが、適正化の観点から調整し、統一を図るものといたします。 また、39ページには関係法令を、40ページには先進事例を掲載してございます。 以上で説明を終わります。 はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、皆様のほうから何かありましたらお願いをいたしますが、両市・町の職員のさまざまな待遇等については、違いがあるのは当然のことでございますので、これを合せていかなければならないわけでありましたが、これについては、基本的に栃木市の職員の例にならうということでございます。 余分なことですが、これは栃木市側においても、旧1市4町での職員の待遇に当然違いがあったわけでありまして、とりわけ給与の面でも違いがございます。現在でも、これを統一すべく調整中であります。そのように給与の面一つをとっても、調整が終了するまでには何年間かかかります。と同時に、正直申し上げて、市の職員のほうが給与の額は高いわけでありまして、これについては、高いほうに合せていくということになるわけでありまして、財源措置等も、はっきり申し上げれば必要になってくると
------	--

柴田委員	ころから、一気に統一というわけにはなかなかいかないのが現状であります。従いまして、岩舟町と栃木市との合併に対しても、同じように何年間かけて、職員の様々な諸条件については統一をしていくことになろうかと思えます。と言って、時間を稼ぎましたが皆様のほうから何かありましたら。よろしいでしょうか。 はい、どうぞ、柴田委員。今マイクをお持ちします。 大平の柴田です。ちょっと質問しなくてもいいかなと思ったのですが、職員の給与昇格等で、一番合併していく上で、住民の要望というのは、合併のメリットの基本として期待をしているところがございます。当然、人件費がどの程度、従来の市町村から、いわゆる市になったことによって、人件費がどの程度の変化を遂げたか、簡単に言えば、市の基準になろうということになりますと岩舟町の給与の人件費の、例えば財産で新しい年度、平成25年度では、財産ではどの程度のプラス、その辺を参考に、わかりましたら。
鈴木会長	はい。わかりました。 只今のご質問の趣旨は、事務局のほうは大丈夫ですか？
小保方事務局長	はい。
鈴木会長	では問題は、お答えできるかというところでございますけれども、事務局からお願いいたします。
小保方事務局長	はい。それでは事務局からお答えいたしたいと思いますが、柴田委員さんからの発言のご趣旨は、職員の人件費がどの程度になるのかという比較の部分であると思いますが、本日ちょっとそちらの資料を持ち合わせておりません。次回、後日ですね、その辺お調べさせていただいて、ご報告させていただくということによってよろしいでしょうか。
柴田委員	これ質問したのは、いわゆるそれぞれの自治体の両役、あるいは執行部、それから議会の定員の削減をして、人件費をできるだけ削減していくのが、合併に対する一つのメリットということで、できるだけ合併した時に定員を減らしていくことが住民からの要望のあらわれでございます。そういうことも含めて、一応

鈴木市長	我々委員は知っておくべきかなと。だから職員の給与をあげることはまかりならんということではなくて、どういう現状にあるのか、我々委員は知っておくべきかなということで質問させていただいた次第であります。 はい。それでは、現状ではどのくらい増えるのかとか、正確なところはなかなか調べるのは大変かと思いますが、わかる範囲で調査をしてもらって、後日わかり次第、皆様にお知らせをするということにさせていただくということによろしいでしょうか。 ———委員より了承の声 あり———
鈴木会長	では、他にございましたらお願いをいたします。 よろしいでしょうか。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 では、ご質疑ないようですのでこの程度とさせていただきます。 では、お諮りをさせていただきます。 協議第9号 合併協定項目の10 一般職の職員の身分の取扱いについて、原案のとおりご承認いただけます方、拍手にてよろしくお願いいたします。 ———出席委員全員の拍手 あり———
鈴木会長	では、これをご承認をいただきました。 では次に、協議第10号 合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについてであります。事務局から説明願います。
深津 T L	協議第10号 合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて はい。会議資料の41ページをお開きください。 協議第10号「合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて」、協議を求める。というものでございます。 調整方針は、「条例、規則等については、栃木市の条例、規則

鈴木会長	等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、新規制定、一部改正等を行うものとする。」で、ございます。 条例・規則等につきましては、合併方式が編入合併の場合、編入される岩舟町において従前効力を有していた条例・規則等は失効することになり、編入する栃木市の条例・規則等を基本とすることになります。ただし、合併後も必要となる岩舟町の現行の条例・規則等の内容は、栃木市の条例・規則等の中に反映させる必要があるため、協議会で協議、確認された各種事務事業の調整の内容によって、新規制定または一部改正等を行うことになります。 ４２ページをご覧ください。 栃木市、岩舟町の条例等の例規集登載数を記載してございます。栃木市が１，１４０本、岩舟町が５２５本となっております。 また、４３ページには関係法令を、４４ページには先進地事例を掲載してございます。 以上で、説明を終わります。 はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、この件につきまして何かございましたらお願いをいたします。 只今の説明の趣旨はお分かりいただけましたでしょうか。基本的には編入する側の栃木市の条例、規則が合併後は適用になっていくわけでありますが、だからと言って、岩舟町の今の条例、規則が全て反映されなくなってしまうということでは、これは困るわけでありますから、そういう場合は、あらかじめ栃木市側の条例、規則を改正して、岩舟町さんの現在運営している条例の中身などを合せておくということ、あるいは、合併後においてそのように手続きをとるということによって、実質的に岩舟町の条例、規則で必要なものを栃木市が受け継いでいくという形をとりますという趣旨でございます。 では、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	はい。それでは、お諮りをさせていただきます。 協議第１０号 合併協定項目１２ 条例、規則等の取扱いにつ

鈴木会長	きましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ——出席委員全員の拍手 あり—— はい。ありがとうございます。 では、これにつきましても、ご承認をいただきました。 では続きまして、「協議第１１号 合併協定項目１３ 事務組織及び機構の取扱いについて」であります。事務局から説明願います。
鈴木ＴＬ	協議第１１号 合併協定項目１３ 事務組織及び機構の取扱いについて はい。事務調整班の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、４５ページをご覧ください。 協議第１１号「合併協定項目１３ 事務組織及び機構の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針につきましては、今年２月に開催しました、第４回合併協議会において「合併協定項目４ 新市の事務所の位置」の中で、新市の事務所の位置は栃木市とする。岩舟町の現庁舎は総合支所とする。」という調整方針でご確認を頂いておりますことから、調整方針は 『１ 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。』 『２ 合併時における組織については、栃木市の例により部制を執るものとする。』 とさせていただきます。 ４６ページをご覧ください。行政組織につきましては、地方自治法の規定に基づき、市町村の部・課等について条例で定めることになっており、その編成に当たっては、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない、とされております。また、その際、住民福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮するとともに、他の市町村の部・課等の組

	織との間に権衡を失しないようにする必要があります。 現況でございますが、平成２４年４月１日の現況でございます。ご覧のとおり、栃木市は部制を敷いており、１３部４総合支所、７６課、岩舟町は１８課・室・局でございます。 ４９ページをご覧ください。具体的な調整内容でございますが、新市の行政組織機構については、①市民目線の組織機構、②効率的かつ機能的な組織機構、③行政課題や住民ニーズに的確に対応する組織機構、④市の組織間の相互連携が容易な組織機構を目指す必要があることから、以下、ご覧のとおりの内容となっております。 次に、５０ページには関係法令、５１ページには先進地の事例を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、皆様からご質疑がございましたら、お願いをいたします。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	よろしいでしょうか。
鈴木会長	それでは、協議第１１号 合併協定項目１３ 事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、原案のとおりご承認をいただける方、拍手にてお願いをいたします。 ———出席委員全員の拍手 あり———
鈴木会長	ありがとうございます。これにつきましても、承認をいただきました。 では続きまして、協議第１２号 合併協定項目１９ 慣行の取扱いについてであります。事務局から説明願います。
鈴木ＴＬ	協議第１２号 合併協定項目１９ 慣行の取扱いについて はい。５２ページをご覧ください。 協議第１２号「合併協定項目１９ 慣行の取扱いについて」協

	議を求める。というものでございます。調整方針につきましては、 1 市章及び市の旗については、合併時に栃木市の市章及び市旗を用いることとし、市の歌、市の木、市の花については、合併後、栃木市において調整する。 2 各種宣言については、栃木市の宣言を用いるものとする。 なお、新たな宣言については、栃木市において調整する。 3 市民憲章については、合併後、栃木市において調整する。 4 ・表彰制度については、栃木市の例により合併時に統合する。 ・名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。 これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。 と、させていただきました。慣行の取扱いの協議の対象でございますが、これは法律に基づくものではなく、それぞれの市町でシンボリックに定めたものや、伝統的に受け継がれてきたものが該当いたします。 5 3 ページをご覧ください。関係項目 1 市章・旗・歌・木・花 についての現況でございます。栃木市は平成 22 年 10 月 2 日に市章及び市旗を制定しております。岩舟町は昭和 41 年に町章及び町旗を制定しており、また、町の歌、町の木、町の花も制定してございます。 次のページ、5 4 ページをご覧ください。 関係項目 2 各種宣言 についての現況でございます。栃木市は平成 24 年に「非核平和都市宣言」と「環境都市宣言」を制定しており、平成 25 年には「男女共同参画都市宣言」を制定する予定でございます。岩舟町は、昭和 60 年に「非核平和都市宣言」を、平成 2 年に「ゆとり宣言」を制定しております。 次のページ、5 5 ページをご覧ください。 関係項目 3 憲章 についての現況でございます。これについては、岩舟町で「岩舟町民の誓い」を制定しております。 5 6 ページをご覧ください。 関係項目 4 顕彰制度 についての現況でございます。 両市町とも表彰制度を設置しております。具体的な調整内容でございますが、実施時期、委員の定数等に違いはあるが、合併時に、栃木市の例により統合する。岩舟町に対してなされた功労等は、栃木市に対してなされた功労とみなす。というものでございます。
--	--

	５７ページをご覧ください。 名誉市町民に関することでございます。栃木市の名誉市民は９人、岩舟町の名誉町民は２人となっております。具体的な調整内容は、栃木市において現在、名誉市民条例等の法令整備を行っているため合併後再編する。これまでの名誉町民は、継続して栃木市の名誉市民とする。というものでございます。 ５８ページには先進事例、５９ページから６１ページには、合併前の栃木市「旧１市４町」の状況を掲載しておりますので後ほどご確認をいただければと思います。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。以上が、事務局からの説明でございます。 それでは、皆様から何かありましたらお願いをいたします。 はい、どうぞ。大川委員。
大川委員	栃木市の大川です。 ５２ページの調整方針の中の、１についてなのですが、現在栃木市では、市の旗ですね、それから市章ができておりますけれども、まだ歌でありますとか、木とか、市の花についてはまだ協議はしておりません。この項目では、合併をして岩舟が入ってきて、それから決定をしていくという解釈でよろしいのでしょうか。
鈴木会長	はい。事務局、回答をお願いします。
小保方事務局長	はい。今のところ、そのように考えております。
鈴木会長	栃木市長としてお答え申し上げますが、私どももそのように考えております。岩舟町と一緒にあって以降、もう一度皆で考えさせていただきたいというふうに考えております。 なお、市のマークについては、現在、私も今胸についていますが、マークだけはこのようになっておりますので、これについては、合併後はこのマークを使っていくことになろうかと思えます。
大川委員	了解です。
鈴木会長	はい。他にございますか？ありますか？大丈夫ですか？

	なお、52ページの3番の市民憲章については、現在栃木市には市民憲章はございません。これをどうするかということについては、まだ栃木市でも検討を開始しておりません。少し関わるのはですね、現在栃木市においては「自治基本条例」の制定を目指しておりまして、今度の6月議会において、議会のご審議をいただき、成立する可能性が高いかと考えておりますが、そうなった時に、自治基本条例があることと別に、更に市民憲章というものも創っていくべきかどうか、ということについては、少し検討をしないといけないだろうというふうに考えております。従いまして、これについても、合併後において合せて検討していくということになるかと思います。 それと、ここには全然記載はありませんし、協議の対象とするほどのものではないのですが、最近は“ゆるキャラ”などと言いまして、マスコットを作る例が大変増えていますね。昨日、スカイツリー、スカイタウン内にオープンいたしました、栃木県アンテナショップの名前が「とちまるショップ」でありまして、とちまるくんというものが、今栃木県の統一キャラクターになっておりますが、意外とお子様に人気があったりですね。ゆるキャラ合戦等も時々ありまして、結構バカにできないのですが、こういうものも将来は考えていくということであっていいのかなと思います。 では、この項についてはよろしいでしょうか。 ———委員より了承の声 あり———
鈴木会長	では、お諮りをさせていただきます。 協議第12号 合併協定項目19 慣行の取扱いにつきましては、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手にてお願いをいたします。 ———出席委員全員の拍手 あり———
鈴木会長	はい。ありがとうございます。 これにつきましても、ご承認をいただきました。 では、協議第13号に入ります。合併協定項目22 消防団の取扱いについてであります。事務局から説明願います。

鈴木 T L	協議第 1 3 号 合併協定項目 2 2 消防団の取扱いについて はい。6 2 ページをご覧ください。 協議第 1 3 号「合併協定項目 2 2 消防団の取扱いについて」協議を求める。というものでございます。 調整方針につきましては、 1 消防団については、合併時に統合することとし、岩舟町の消防団員は、すべて栃木市の消防団員として引き継ぐ。 2 報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により統合する。 とさせていただきます。 6 3 ページをご覧ください。現況でございます。 栃木市は方面隊方式を採用しており、旧市町の消防団が現栃木市の各方面隊という位置づけで編成しております。平成 2 4 年 4 月 1 日現在の実員でございますが、栃木方面隊につきましては 4 8 2 人、大平方面隊 1 7 5 人、藤岡方面隊 1 4 7 人、都賀方面隊 1 0 1 人、西方方面隊 1 0 9 人でございます。岩舟につきましては、1 6 2 人でございます。 具体的な調整内容については、栃木市の例により、岩舟町消防団は栃木市消防団岩舟方面隊とし、合併時に統合する。 住民の生命・財産を火災から守るには、団員の確保が必要なため、団員の定数については、現有定数のとおりとする。 6 4 ページをご覧ください。消防団員の報酬・費用弁償でございます。団長以下の報酬額等につきましては、資料に記載のとおりでございます。 2 段目以降には消防団の行事を掲載しております。栃木市は消防団全体の行事と、6 5 ページには各方面隊、栃木、大平、藤岡、都賀、西方の方面隊で行っている行事を掲載しております。 具体的な調整方針は、報酬、費用弁償、行事等については、栃木市の例により、合併時に統合する。というものでございます。 6 6 ページをご覧ください。合併後の消防団の組織図でございます。団長、副団長が方面隊長を兼務し、各方面隊には副隊長が 2 人の計 1 8 人で団本部を編成することとなります。 岩舟町の消防団については、ご覧の表の一番右側の標記の位置づけとなります。 以上で、消防団の取扱いについてご説明を終わります。よろしくお願いいたします。
--------	--

鈴木会長	はい。以上が、消防団の取扱いについての事務局からの説明でございます。 このことにつきまして、何かございましたらお願いをいたします。 はい。大川委員。
大川委員	栃木の大川です。 消防団の扱いについては、このようなことになろうかなというふうに思いますが、現在の消防署の問題、職員の問題、建物問題を、協議していかなければいけないと思うのですね。一日も空白は許されない中で、それらの協議が現在進んでいるのかどうかということをお聞きしたいと思います。
鈴木会長	はい。消防団ではなく、消防署ですね。いわゆる常備消防のほうは、どんな状況になっているのかというお尋ねでございます。 事務局からお願いします。
小保方事務局長	はい。岩舟町さんについては、現在佐野市さんと佐野地区広域消防組合という形で、常備消防を進めております。今現在は、佐野地区広域消防組合を今後どういう形にするのか、また、栃木市との合併というものがほぼ見えてきた中で、将来どうするかという部分を調整していただいているところでありますので、今後事務レベルでその辺は調整を進めて参りたいというふうに考えております。
大川委員	よろしく願いいたします。
鈴木会長	はい。今日は栃木市の消防長も来ておりますが、このことにつきましては、岩舟町さんのほうからも、できるだけ早く合併後の常備消防の在り方について、佐野市さんも交えて協議をさせていただき、できれば合併までに合併後の岩舟町の消防体制の在り方について結論を出しておきたいというお申し出をいただいております。栃木市側も、大変そのことについてはそれができれば合併までに、それについての結論が出ていれば、それは大変ありがたいことになるわけで、佐野市さんのほうでも、そのことについては前向きに取り組んでいただけるようでございますので、近い

鈴木会長	うちに三者での事務方における協議に入っていくことになるのではないかというふうに思っております。ということでいいんですよね？ はい。ということで、これについてもできるだけ早く結論を出していけるように適宜取り組んでいくことになるかと思います。 はい。小倉委員。
小倉委員	岩舟の小倉です。 只今、消防団の取扱いについてということで協議しているのですけれども、昨年の３．１１東日本大震災の際に、地域での消防活動が非常に大きな力になったということで、整備ももちろんなのですが、私個人的に要望しているのは、今後の協議事項でもあるであろう医療関係の救急救命の体制整備については、ぜひ実態に即した形での計画を進めていただきたいと思います。 具体的には、今後、栃木市のほうで進められる、下都賀病院、医師会病院、そして栃の木病院との統合ということもございますけれども、実態として私ども岩舟、そして藤岡地区においては、きっと佐野の厚生病院であるとか、足利日赤、こういった所に実際の患者さんが多く行っているということもあります。また、当然、大学病院等もあるわけですがけれども、その辺、既存の、もし治療実績とか色々なものがあった場合には、そういったものを素早く情報活用できるように、今マイナンバー制度のほうは、あくまでも税制面での活用ということですがけれども、将来的にはぜひ、プライバシー等の問題もありますけども、希望する方にはぜひそういった医療情報を、できるだけ救命救急活動の際にはアクセスして、そういったものが、クラウドのデータサーバーのような形で、大きな災害時はもちろん、最近起きている竜巻であったりスーパーセル、そして大きなダウンバースト、色々な局地的な災害も含めて、色々な整備をぜひご検討いただければと思います。 ささやかな知識なのですが、昨年の東日本大震災の際に岩手県の遠野市は、自らが被災地域になりながら沿岸の被災された地域と岩手県庁、そして他の消防組織と非常にうまく連携プレーを取りながら、遠野市が、自衛隊あるいは救命の際の中継基地として非常に大きな役割を果たしたというのが、震災前の遠野市の防災計画が非常に有効であったということで、全国的にも注目され

鈴木会長	ているようですので、ぜひそういったものを参考に、栃木での我々安心できる医療、救急、消防関係の体制整備を望んでおります。以上です。
小保方事務局長	はい。今のことについては、事務局は、なかなか答えにくいかもしれませんが。 よろしいでしょうか。 只今の小倉委員さんからのご発言、自然災害等をこういった状況鑑みますと、防災対策の充実、あるいは救命救急といった部分については、充実してもらいたいというようなご趣旨かと思えます。現在、栃木市におきましては、防災計画等も練り直しているところでございますので、今後はこういった実態に即した形で住民の皆さんの生命、財産がより安全に守られるように努めていけるような計画を作っていくように、こちらからも所管の部署には要望ということで伝えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。合併等によって、行政のエリアがどうなるにしても、そのことと、いざという時に、どこに救急車等で運んでいただけるのかというのは別のことでありますから、例え岩舟町さんと栃木市が一緒になっても、そのエリアの境目辺りにあっては、例えば先ほどのご発言にもありましたとおり、佐野市の厚生病院等に運んでいただいたほうが近いということもあるわけでありますから、それは合併後というのも当然そのような体制は維持されるものと思えます。 栃木市側においては、ご指摘のとおり、現在3病院の統合を目指して協議が続いておりますが、それはそれとして、医療の面で新市になって以降、市民の皆さんに十分な医療体制を提供していかなければならないことは、これは行政の責任でもありますので、そのようなことを目指して頑張っていきたいというふうに栃木市として思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。 他にございますでしょうか。 はい。安藤委員。
安藤委員	岩舟町の安藤です。

	すみません。消防団OBとして、ちょっと聞かせていただきたいのですが、おそらく、今まで岩舟町が、大平さんも藤岡さんもそうだと思いますが、その組織で方面隊という形で駆け付けるといふ形だと思ふのですが、火事場に行つた時の指揮とか、団長さんが執られるのか、それとも各方面隊でそれぞれやるのか、今どんな形でやられているのでしょうか。
鈴木会長	はい。答えられる人。 では、消防長がいますので。
中村消防長	消防本部の中村です。よろしくお願ひいたします。 只今、消防団関係の活動状況でございますが、災害状況に合せまして、各地区方面隊におきまして対処するものと、大きな災害に対しては、もちろん団長等いますので団長を基準にして活動を行っている状況でございます。今現在ですと、合併してからさほど大きなものは発生しておりませんが、各方面隊で対処している中で、状況によって団長が現場の方に行くという形で、現在藤岡の団長が行っております。以上であります。
鈴木会長	基本的には、各方面隊が対応すると。それで対応しきれないような大きな災害等の場合は、消防団によつては、選定の団長、そして常備消防が栃木の方から出動するというようなことかなと思います。基本的には、岩舟町に関して言えば、今の岩舟町消防団が岩舟地域内の火災等については指揮を執るといふことになるのではないかなと思います。ということでもいいんですね？
中村消防長	はい。そういうことです。
安藤委員	あの、現役の消防団員の方から聞かれたのですが、例えば、隣町、岩舟であるか、藤岡であるか、大平であるかちょっとわからないですが、大きな災害が出た時に、例えば、隣だけ出動するとか、そういったことも出てくるのかなというところを質問されたのですが、その辺はいかがでしょうか。ちょっと趣旨とは違ひかもしれないのですが、申し訳ありません。
鈴木会長	はい。では、消防長もう一度。

中村消防長	当然、隣接の方面隊で災害があった場合に、その状況によりまして、極端な話、栃木方面隊の所で大平町と隣接した栃木地区の方面隊の火災があった場合、状況によりまして大平方面隊の協力をとったりということは当然行っていますので、どの地区で発生してもそういった形の体制はとっていくと思います。
鈴木会長	はい。よろしいですか。
安藤委員	大丈夫です。
鈴木会長	今の安藤委員のご質問にもあったとおり、行政境を越えますと、例えば、岩舟町さんと今の栃木市側でいきますと、岩舟町の中で発生している火事が、例えば和泉日立あたりで、いかにも大平から行ったほうが近いというふうな場合であっても、これはかつてあったそうですが、そこで大平側から行った所、佐野の消防署のほうで怒られて、「これはうちだ、うちだ」ということでかえって事を得なかったようにもちょっと聞いています。しかし、合併後においては、当然岩舟領域も栃木領域でありますから、今後はそういったことはなくなるかと思えます。それはご安心ください。 あとは、何かございますでしょうか。よろしいですか。 少し自慢をさせていただきますと、64ページに消防団の報酬等が記載をされておりますが、これは現在の新生栃木市となつてから、報酬については少し引き上げさせていただいておりまして、現在では消防団の報酬については栃木市の報酬は県内でトップであります。少し自慢をさせてください。今後とも、消防団の処遇については、やはりボランティアで市民の生命・身体・財産を守ってくれる貴重な存在でありますので、これからも処遇等によりその改善を目指していくべきであろうというふうに思っております。 よろしいでしょうか。 ———質疑応答等 なし———
鈴木会長	それでは、質疑を打ち切らせていただきまして、お諮りをいたします。 協議第13号 合併協定項目22 消防団の取扱いについて

鈴木会長	は、原案のとおりご承認をいただけます方、拍手でお願いをいたします。 ——出席委員全員の拍手 あり—— ありがとうございます。 では、これにつきましても、原案のとおりご承認をいただきました。 以上で、全ての協議事項の協議が終了いたしました。 残りは、4番の第6回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時についてであります。では、これにつきまして事務局から説明をお願いします。
小保方事務局長	4. 第6回栃木市・岩舟町合併協議会の開催日時について はい。それでは、次回合併協議会の開催日時についてお知らせをいたします。 次回は7月20日金曜日午後2時から、会場は本日と同じく栃木市栃木保健福祉センター 2階 大会議室となります。よろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。では、これについてよろしいでしょうか。 ——全員了承——
鈴木会長	では続きまして、5番の その他 であります。これについては（1）と（2）とありますが、その他の中の（1）合併協議会開催会場の変更について、事務局から説明願います。
小保方事務局長	5. その他 （1）合併協議会開催会場の変更について はい。それでは、会議資料の67ページをご覧くださいと思います。今後の会議日程が掲載してございます。 この表の2段目、8月27日開催予定の第7回合併協議会の開催会場の変更でございます。 前回一覧表をお配りした際には、栃木市役所正庁とお知らせしておりましたが、市役所の駐車場の駐車台数に若干不安がありますので、藤岡遊水池会館に場所を変更したいというものでございま

	す。お間違えのないように、よろしくお願いいたします。 以上です。
鈴木会長	はい。では、お間違えのないようにお願いをいたします。 では、(2)のその他であります。まず事務局から何かありますか。
小保方事務局長	(2) その他 特にございません。
鈴木会長	はい。それでは、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。 はい。安藤委員、どうぞ。
安藤委員	岩舟町の安藤です。 前回の会議の時にですね、合併協定項目の内の3つが決まったというところで、傍聴に来られている皆様の興味は、期日がいつになるかというところだと思うのですが、上程がないということで、調整をしているところだということも分かりますし、もちろん大事なところなので充分時間を尽くしてと思うのですが、こちらについてもなるべく早めに協議して決めていただいて、進めて行ければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
鈴木会長	はい。わかりました。 では、その辺りの現況について事務局からちょっとお知らせしておいていただけますか。
小保方事務局長	はい。合併の期日でございますが、現在、事務レベルでの調整が進められているところでございます。前回もお話しましたとおり、合併の期日に関しましては、議員さん方の定数及び任期の取扱いの部分とも密接に関係してくる部分もございますので、そこらも含めまして現在調整を進めているという状況でございます。 一応、合併の期日につきましては、次回7月の合併協議会には皆様方にお諮りできるように進めてまいりたいというふうには思っております。
鈴木会長	はい。ということで、次回、ほどなく皆様にお諮りができるの

鈴木会長 小保方事務局長	ではないかと考えております。 他にございませんでしょうか。大丈夫ですか。 ———質疑応答等 なし——— はい。それでは、ないようでございますので、これにて私のほうの役目は終わらせていただきます。事務局に戻します。 はい。それでは、只今の時間が、１５時５９分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして第５回栃木市・岩舟町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。
----------------------------	---